印刷インキの「改正食品衛生法第 18 条第 3 項のただし書き」の適用について

印刷インキ工業連合会

印刷インキ工業連合会ではシミュレーターによる「<u>食品容器・包装用に使用する印刷イン</u> <u>キ工業連合会 NL 自主規制に適合した製品(以下、印刷インキ)</u>」の標準的な添加剤の化学物質溶出量推定試験を行なった。すべての構成、印刷インキ、内容物、加工条件の組み合わせによる評価は不可能だが、関係団体の助言をいただき、代表的な構成、内容物、加工条件にて評価を行い、印刷インキからの化学物質の溶出量が改正食品衛生法第18条第3項のただし書きの範囲内*であることを確認した。

*令和2年4月28日厚生労働省告示第195号。

したがって、以下の条件を満たす場合、当該印刷インキは改正食品衛生法第 18 条第 3 項のただし書きの適用の範囲内となり、個別の化学物質がポジティブリストに収載されていない場合であっても、食品容器・包装に使用することができると考えられる。

- 1. 当該印刷インキと食品の間に、フィルム、シーラントフィルム、プラスチック成形シート、アルミ箔等を配置し、印刷インキと食品が直接接触しないように、食品容器・包装が設計・加工されていること
- 2. 当該印刷インキが食品容器・包装に使用されることを意図して製造管理・販売されていること
- 3. 当該印刷インキが印刷インキ工業連合会 NL 自主規制に準拠していること

印刷インキ工業連合会 NL 自主規制は、発がん性、変異原性、生殖毒性物質など有害性の高い物質の使用を禁止している。詳細は下記の当連合会ホームページを参照。

https://www.ink-jpima.org/ink_anzen.html

以上